

# 居宅介護支援事業所に係る特定事業所集中減算フローチャート

全居宅介護支援事業所は、次の計算をしてください。

- 判定期間 前期：3月～8月、**後期：9月～2月**
- サービス種別 訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護  
(以下、「訪問介護サービス等」という。)
- 計算式  
・訪問介護サービス等のそれぞれに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数  
÷訪問介護サービス等のそれぞれを位置付けた計画数

全居宅介護支援事業所は、次の書類を作成してください。

- ・居宅介護支援における特定事業所集中減算（様式1）
  - ・居宅介護支援における特定事業所集中減算（正当な理由⑤⑥で認めたものを除外して再計算したもの）  
（様式2）
- ※1 様式2については、正当な理由⑤⑥に該当する場合のみ提出が必要  
※2 下記の「記載が必要な事項」を全て満たしていれば、別の様式でも差し支えない

#### 【記載が必要な事項】

- ・判定期間における居宅サービス計画数
- ・訪問介護サービス等のそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画数
- ・訪問介護サービス等のそれぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数ならびに紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名
- ・算定方法で計算した割合

各サービス種別ごとの算定結果が、いずれか1つでも80%を超えているか確認してください。

#### ※ 注意事項

- ・正当な理由の有無に関わらず、提出は必要となりますのでご注意ください。
- ・例えば、期間内に訪問介護が1人のみの利用の場合も紹介最高法人率は80%を超えるため、提出が必要となります。
- ・1月の平均担当件数が20件以下である場合も同様です。

